

有効期間満了日 令和9年3月31日

熊刑企第140号

令和4年3月11日

被疑者の公開捜査について（通達）

被疑者の公開捜査については、これまで「被疑者の公開捜査について（通達）」（令和3年2月9日付け熊刑企第81号。以下「旧通達」という。）により運用してきたところであるが、この度、少年法等の一部を改正する法律（令和3年法律第47号）の施行に伴い、別添のとおり「被疑者の公開捜査について」（令和4年3月3日付け警察庁丁刑企発第12号、警察庁丁少発第161号）が発出されたので、その運用に遺憾のないようにされたい。

なお、旧通達は、本通達をもって廃止する。

※ 警察庁通達「被疑者の公開捜査について（通達）」については、警察庁ホームページをご覧ください。